

第4回阿蘇市議会会議録

1. 令和5年5月29日 午前10時00分 招集
2. 令和5年6月20日 午前10時00分 開議
3. 令和5年6月20日 午後2時13分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	杉 谷 保 信	2 番	中 川 文 久
3 番	菊 池 勝 秀	4 番	竹 原 真理子
5 番	佐 藤 和 宏	6 番	佐 藤 菊 男
7 番	児 玉 正 孝	8 番	甲 斐 純一郎
9 番	立 石 昭 夫	10 番	竹 原 祐 一
11 番	園 田 浩 文	12 番	市 原 正
13 番	大 倉 幸 也	15 番	五 嶋 義 行
16 番	古 木 孝 宏	17 番	谷 崎 利 浩
18 番	菅 敏 徳		

欠席議員

14 番 湯 浅 正 司

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長職務代理者(副市長)	和 田 一 彦	教 育 長	坂 梨 光 一
総 務 部 長	高 木 洋	市 民 部 長	宮 崎 隆
経 済 部 長	藤 田 浩 司	土 木 部 長	荒 木 仁
教 育 部 長	山 口 貴 生	阿蘇医療センター事務部長	村 山 健 一
総 務 課 長	和 田 直 也	ほ け ん 課 長	小 山 隆 幸
農 政 課 長	佐 伯 寛 文	建 設 課 長	中 本 知 己
企 画 財 政 課 長	廣 瀬 和 英	教 育 課 長	藤 井 栄 治
防 災 情 報 課 長	市 原 修 二	健 康 増 進 課 長	山 内 る み
観 光 課 長	秦 美 保 子	住 環 境 課 長	村 上 勇 一
税 務 課 長	上 村 美 博	波 野 支 所 長	岩 下 勝 則
ま ち づ くり 課 長	石 松 昭 信	上 下 水 道 課 長	竹 原 昭 典

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	山 本 繁 樹	議会事務局次長	塚 本 栄 治
書 記	山 本 悠 未		

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

1 開議宣告

○議長（菅 敏徳君） おはようございます。

ただ今の出席議員は17名であります。14番議員、湯浅正司君につきましては、所定の手続を経まして欠席の届けを受けております。したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（菅 敏徳君） 日程第1「一般質問」を行います。

一般質問の所要時間は45分と定められています。一般質問は、市の行政全般にわたり、事務の執行状況及び方針などについて所信をただし、報告、説明を求め、または疑問をただすものであります。質問される議員におかれましては、この趣旨を踏まえ、簡潔で分かりやすい質問とし、執行部におかれましては的確な答弁に努められますようお願いいたします。

なお、発言の際は挙手と同時に「議長」と声を上げ、許可された後に発言されますようお願いいたします。

これより順次一般質問を許します。4番議員、竹原真理子君。

竹原真理子君。

○4番（竹原真理子君） 改めて、おはようございます。

今年は梅雨入りが早かったせいでしょうか、田んぼの苗も実に美しく、まさに緑のジュータンに心が癒やされる毎日でございます。この田園風景を次の世代に残していけたらと強く思いました。

それでは、質問に入らせていただきます。地域おこし協力隊について。

昨今、新聞やテレビなどでもよく見かける地域おこし協力隊、KKTの夕方の情報番組の中に地域おこし協力隊のコーナーがあります。皆さん、御存じですか。県内各地の地域おこし協力隊が中継で地域の様々な情報を発信しているそうで、阿蘇市もぜひとも発信してほしいと思いましたが、阿蘇市には地域おこし協力隊がいません。阿蘇地域において南小国

町、産山村、南阿蘇村、高森町、すべて地域おこし協力隊の導入をされています。また、過疎地だけではなく、大津町や菊陽町、菊池市など、阿蘇市よりも大きな市町村も導入をしています。阿蘇市だけがありません。ということで、阿蘇市はどのように地域おこし協力隊を捉えているのでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（菅 敏徳君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） おはようございます。ただ今の御質問にお答えいたします。

まず、地域おこし協力隊とはどういうものかというお話をさせていただきますが、これは平成 21 年から創設されています。都市部から地方に住民票を異動して、そして地域おこしや住民の支援などを行いながら地域力の維持とか強化を図る取組でございます。

先ほど議員がおっしゃいましたとおり、周辺の阿蘇郡内の自治体では制度を取り入れております。これについては、移住・定住、多文化共生、観光推進、子育て、介護支援等に活用されているようでございます。他県では教育や土木でも活用されているようでございまして、現在のところ阿蘇市ではまだそれを取り入れていないというのが現状でございます。

○議長（菅 敏徳君） 挙手をお願いします。竹原真理子君。

○4 番（竹原真理子君） それでは、地域おこし協力隊のまずメリットを行政のほうではどのようにお考えかをお聞きしたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） まず、メリットでございますけれど、地域外から来た方の目線でその隊員さんの技術とか経験を活かした柔軟な地域おこし策に取り込めることが一つ言えます。それから、また任期を終えた隊員の全国平均で約 65%がその地に定住をされるということで、若干ではありますけれど、人口の増加で活性化につながるということでもあります。それから、財政面でいいますと、特別交付税が隊員 1 人当たり 480 万円、それに係る情報発信に 200 万円ほど措置があるということが一つメリットだと言えます。

○議長（菅 敏徳君） 竹原真理子君。

○4 番（竹原真理子君） 分かりました。

それでは、デメリットはどのようなものがございますか。

○議長（菅 敏徳君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） デメリットとまでは申しませんが、注意しなければならないことがあるかと思えます。一つは、来られた方が不適合という、要はミスマッチということですが、そういった事例も幾つか聞いております。隊員と受入地域との間でそごがあったり、あるいはサポートの体制が不十分といったために隊員が精神的にストレスを感じたりしたケースもあるそうです。あるいは、地域とのあつれきが生じたりとかして、そうやって辞めていく方もあったということをお報告として受けております。

○議長（菅 敏徳君） 竹原真理子君。

○4 番（竹原真理子君） 今、課長からデメリットということで適合しないとか、いろいろとネガティブな考え方ももちろんあると思えますけれども、交付金も国からの支給ですから、

阿蘇市が何かお金を払うとか、そういうのではないと思うんです。それに、また「おためし地域おこし協力隊」を募集されて、それにもやはり交付金が来るということで、私はする方向に持って行ってほしいと思うんですけれども。

もう一つ、私が地域おこし協力隊に対して魅力を感じるのは、応募して来る方は 20 代、30 代の若い男女が多いということで、20 代、30 代の若い方が来られて、阿蘇市に定住していただければ過疎化も若干軽減するし、カップルができれば子育てということで人口も増えるのではないかと思います。それで、市においても地域おこし協力隊の活用の検討をぜひしていただきたいんですけれども、どうでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） 全国の統計を見ますと女性の方が 4 割で、おっしゃいますとおり、20 代から 40 代が 7 割ぐらいの隊員さんがいらっしゃるということでございます。

しかし、まず受け入れる目的をきちんと明確に設定するというのが非常に大事かと思っております。それから、そういった人物像を具体的に想像して、先ほどデメリットで言いましたけれども、ミスマッチが起こらないような形をつくっていくことが必要だと思っております。単に隊員さんに何をしてもらおうかということだけではなくて、具体的な目的を明示して、行政も、それから地域もどのように関わっていくかという目的達成の道筋を描くことが重要であると考えておりますので、今後、関係者間で十分な協議を進めていながら検討していきたいと考えております。

○議長（菅 敏徳君） 竹原真理子君。

○4 番（竹原真理子君） 担当課の方に質問ですけれど、地域おこし協力隊の運営は必ずしも市役所職員がしないといけないのでしょうか。業務委託とか民間に委託するという制度も可能ではないのでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） 必ずしも行政がやるということだけではなくて、観光協会ですとか、いろんなところの活動の場に隊員を派遣するといった形も可能でございます。

○議長（菅 敏徳君） 竹原真理子君。

○4 番（竹原真理子君） ほかの自治体はそれなりの成果が上がっておりまして、地域おこし協力隊の三方よしでデメリットを軽く超えるぐらいのメリットがあるはずですので、検討というか、ぜひやっていただきたいんですけれども、具体的な政策がございますか。

○議長（菅 敏徳君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） 具体的な政策とまでは申し上げませんが、現在 T S M C や関連企業の進出があります。それから、アフターコロナということもあり、今後、訪日観光客も増えてきますので、多言語を支援するといったところの人材等についても検討しているところでございますし、先般計画を立てました「阿蘇市パブリック・リレーションズ事業推進計画」、そちらのほうで必要であれば移住定住センターみたいなものを立ち上げるという計画をしておりますけれども、そこで地域おこし協力隊を検討していくという記載もさせていただいております。そういったところで、段階を踏んで検討していきたいと思っております。

ますので、よろしく申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） 竹原真理子君。

○4番（竹原真理子君） そういうお話、具体的な検討をということで、一步も二歩も阿蘇市は遅れておりますので、ぜひ早急に検討していただき、実現していただきたいと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（菅 敏徳君） 竹原真理子君の一般質問が終わりました。

続きまして、15番議員、五嶋義行君の一般質問を許します。

15番議員、五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） 15番、五嶋義行です。昨日まではちょっと声が出なくて、今日の一般質問はどうなるのだろうかと思って、心配しておりました。私の通告先の市長が病気で療養中でありまして、私も声が出ない。これは2人とも棄権かなという思いでおりましたが、今朝何とか声が出るようになりました。

それでは、一般質問を始めます。議長の発言の中に毎回あるんですけど、一般質問は市民の非常に高い問題であるということが毎回言われておりました。今日はなかったんですが、現在係争中の住民訴訟について誰も今まで質問をしていなかった。多分係争中につき回答を差し控えますということがあったからではないかと思って。

それでは、今回通告しておりますので、質問させていただきます。住民訴訟は、住民監査請求を経て裁判所に訴訟を起こすもので、非常にハードルが高いと言わざるを得ない。原告の1人は「議会が機能してなかったから、我々が高い金を出して訴訟を起こさなければならなかった」、また「もっと議員さんも勉強してください」と、非常に耳の痛いことを言われました。私も当時の1人の議員として反省せざるを得ないと思っておりますが、職務代理者の和田副市長、訴訟の重みをどのように受け止めておられますか、お聞きしたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 副市長。

○副市長（和田一彦君） おはようございます。ただ今の御質問にお答えしたいと思います。

今、議員がおっしゃいましたように、住民訴訟というのは住民監査請求を経た上でしか行えないわけでございますけれども、どうしてこういったことになるかといいますと、やはり市が行っている事務事業について疑義があるということで市民の皆さんが住民監査請求あるいはそれに不服として住民訴訟という手続を、これは法に則って行うわけでございますけれども、こういった手続は市民の権利でもありますので、このことに関して論評するということとはございませんけれども、こういった事件になっているということについては、御理解が得られていないということにつきましては非常に残念に思っているところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） この住民訴訟は、恐らく阿蘇市では初めのことだと思っております。住民訴訟の頻度といいますか、他の自治体で起こっている頻度というのはどの程度考えられておりますか。

○議長（菅 敏徳君） 副市長。

○副市長（和田一彦君） あまり詳しくは調べておりませんが、今把握している中で

は南阿蘇村で今現在行っておられます。それと、西原村でも現在裁判が行われているという状況でございます。あと、熊本市あたりは常に幾つか抱えているというお話は聞いたことがございます。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） ある意味住民の一つの権利ではあるということです。

それでは、裁判の状況について、今、裁判の状況がどういう状況であるか、いつ頃結審するか、分かる範囲内で教えてください。

○議長（菅 敏徳君） 副市長。

○副市長（和田一彦君） この訴訟につきましては、昨年の3月に提訴されまして、これまで口頭弁論が1回、それから弁論準備手続というのが5回開催されております。次回6回目の弁論準備手続の日程までは決まっておりますけれども、その後の裁判の予定、計画については、こちらでも把握ができない状況でございます。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 昨年の3月から1年、こういう訴訟については大体2年ぐらいで何とかなるものですか、分かりますか。

○議長（菅 敏徳君） 副市長。

○副市長（和田一彦君） 一概にはなかなか分かりませんし、裁判上の采配等もあるかと思えます。それから、お互いの主張、そういったものを十分聞きながら裁判は進められていきますので、そういった主張がお互いにあるのであれば期間が長くかかるのかと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 原告の方が言っておられた「議会が機能しなかった」と、このことに関しては、副市長はどういう考えでおられますか。

○議長（菅 敏徳君） 副市長。

○副市長（和田一彦君） 議会が機能しなかったというのは私的にはそうは思っておりませんで、やはり議会の皆さんと最初の裁判の経過等につきましては、お話しさせていただいたり、説明をさせていただいたりしながら進めてきたと思っております。その中で全員の皆さんの御理解が得られていたかということについては、なかなかこちらも「そうです」とは言えませんが、総意の中で進めてきたと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 私自身もそういう思いでおりましたが、やはり言う人はそういうふうにするわけですね。そこは、我々も反省して、今後こういう問題が起こらないようにやっていきたいと思っております。副市長、結構です。ありがとうございました。

2番目の専決処分について、議長、続けていいですか。

○議長（菅 敏徳君） はい、いいです。

○15 番（五嶋義行君） 今期の議会で10件の専決処分が出されております。私の頭の中にある専決処分とちょっと離れているかなという気がしますので、改めて自治法で認められて

いる専決処分の内容について説明をお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） おはようございます。ただ今の御質問にお答えをさせていただきます。

自治法で認められている専決処分ということで御説明をさせていただきますが、地方自治法では2つの専決処分が規定をされております。

まず、地方自治法第179条の中では、議会において議決決定すべき事件について必要な議決決定が得られない特別の場合に地方公共団体の長に専決処分の権限を認めるものとされておりまして、この専決処分は議会の議決決定と同様の法的な効果を持つということになっております。この専決処分の要件としましては、出席議員が定数を満たさないなどにより議会が成立しないとき、それから議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとき、そして議会において議決すべき事件を議決しないときということについては、地方公共団体の長はその議決すべき事件を専決処分することができるものということにされております。また、この専決処分につきましては、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならないということで規定がなされているところであります。

それから、もう一つ、専決処分の規定がございまして、こちらは地方自治法第180条の中で議会の委任に基づき議会の権限に属する軽易な事項について議決により指定したものを地方公共団体の長が専決処分をすることができるとされております。第180条の専決処分につきましては、平成17年の議会において専決事項の指定としまして、市が義務を負う損害賠償100万円未満の額の決定とその和解及び調停に関する事、それから市営住宅に係る家賃等請求及び住宅明渡し請求に係る訴訟、和解及び調停に関する事が定められておりまして、この専決処分については当然処分をした場合においては次の議会で報告するというようになっております。ですので、地方自治法で認められる専決処分の内容は、この2つの内容となっております。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） 今回の10件の専決処分の中ですべてそれに当てはまるというところで専決処分されたと思うんですが、できれば専決処分をあまり多くやらなくて、臨時議会を開くとか、そういうことを、せっかく18名の議員さんもいるわけですから、議論する場を与えてほしいと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） 臨時会での議会の議決も必要ではないかということでございますけれども、議会運営委員会の申合せ事項を見させていただきました。定例会7日前までに議会運営委員会を開催して、議案等を精査するということが取り決められております。臨時会の開催については、議会事務局ともいろいろ事前の協議もさせていただきまして、市議会議員の皆さんの参集手続、準備などいろいろと考慮させていただくわけですが、臨時会の開催に至っては定例会と同様の手続になってくるものと思います。少なくとも10日前までに

は議会招集の告示あたりもやっけていく必要がございますし、いろいろと議案の作成等々を考えますと、およそ3週間から1か月程度は時間が必要になってくるかと思えます。そういう中で緊急を要する議案について議決をしなければなりませんので、そういったスケジュール上の都合をいろいろと考えますとなかなか臨時会の開催というのは思うようには進められないのではないかと考えております。

また、今回3月31日に専決処分をしていることにつきましては、例えば3月31日に臨時会を開くということになりますと、執行機関側も議案等を作成する時間と、また先ほど申しましたとおり、3週間から1か月程度は臨時会開催の準備を進めていかなければいけないということを考えますと現実的には非常に難しい状況になるのではないかと考えているところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） 今、総務課長の答弁によりますと時間的余裕がなかったということで解釈していいですか。

○議長（菅 敏徳君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） これについては、どうしても臨時会を開かなければいけないということで市議会の要請等もあって、例えば議会運営委員会の開催をもうちょっと短縮するとかいうことであれば臨時会を開けないというわけではありません。絶対開けないというわけではございませんし、そこは時間的なスケジュールもいろいろと見ながら、できるだけ臨時会開会に向けての準備は予定をしていきたいと考えております。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） 分かりました。

それで、近隣市町村、例えば熊本市であるとか、合志市であるとか、そういうところの市、町は別にして、市は今回の条例改正とかいろいろ専決処分しているのでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） 県内市の状況をお知らせさせていただきたいと思えます。

冒頭で申しました地方自治法第179条の専決処分についてですけれども、こちら県内市では最も多い市で水俣市が11件専決処分がございまして、そのうち8件が補正予算でございまして。最も少ない市でいきますと宇城市が3件で、この中には補正予算の専決処分がなかったという状況でございまして、県内市では概ね6件程度が専決処分をされているという状況でございまして。

それから、阿蘇郡内の状況をお伝えいたしますと、西原村が最も多くて9件専決処分を行っております。うち、補正予算が6件ということでございまして。少ないところで産山村の3件で、うち1件が補正予算という状況でございまして、阿蘇郡内では概ね6件程度が専決処分されているという状況でございまして。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） 分かりました。あとは何も言いませんので、総務課長、OKです。

次の質問に移ります。長寿ヶ丘公苑の整備についてということで通告しております。

平成 19 年から私は 1 期目の議員になりまして、ちょうど長寿観音祭りというのがあっていました。ちょうど桜、ツツジが咲いているときに、そのとき市長が来賓で見えられて、この長寿ヶ丘は非常にお客さんが多いと、バスが登れるぐらいの道をつくりましょうということで話がありました。それで、早速その予算も付いて、ある程度拡張をし始めたんです。そして、カーブをカットするために分収林を切って、まっすぐ大型バスが通るような道をつくらうということで途中までできておりました。ただ、この拡張工事は今止まったままでおりますが、今後どのようになるのでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） おはようございます。お答えいたします。

県道河陰阿蘇線から長寿ヶ丘公苑までにつきましては、町村合併後の平成 18 年度から平成 24 年度まで継続して整備を進めてまいりました。その後の平成 24 年の九州北部豪雨水害におきまして狩尾幹線の山頂部の防災工事及び災害復旧工事、また地震の影響で昨年度までは県の砂防工事とか治山工事が進められており、この間が休止ということにしておりました。

今後は、工事休止から 10 年以上経過しておりますので、また地元の関係者と協議させていただきまして進めてまいりたいと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） やっと分かりました。そのとき、私は一般質問で何年で完成させますかと市長に答弁を求めましたら、市長も 5 年以内に完成させると、ちょうどそういう段取りではあったわけですね。

それでは、聞きますが、そのとき、分収林を伐採させた、この時期はいつかはっきり分かりますか。

○議長（菅 敏徳君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 以前の設計書が 10 年経つと処分するんですけれども、積算した資料がパソコンに残っておりまして、約 4,000 平米ほどを伐採するという積算をしておりました。それが平成 22 年から平成 23 年にかけてでございましたので、その頃に伐採されたと考えております。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） だんだん謎が解けました。毎回ある市政報告会で、その地区の人が「木は切らせておいて、いつまでも道はつくらなが、木を切っていなかったなら、まだ大きくなっていた」と言われたことがありまして、そのときの答弁がどういふ答弁があったかはよく分かりませんが、それについてはその発言をした人は亡くなっておりません。課長は、どのようにそれを解釈しますか。

○議長（菅 敏徳君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 道路整備につきましても、引き続き整備する予定で事前に今 100 メートルほどが伐採されておりまして、カーブをショートカットするようなルートになっております。その先もカーブが多くございますので、ショートカットするという設計図面ができております。ショートカットすることによって道路の勾配も少しきつくなるものです

から、それでいいのかとか、また地元と調整させていただきたいと考えております。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） その勾配については恐らく専門家がちゃんと設計しているわけですから、長寿ヶ丘まではバスが通る道のショートカットで行けると思っております。だから、その辺はあまり地元と協議しなくていいですから、地元は早くできることを待っているわけですから、早い着工を、あまり大した距離ではないですから、よろしくをお願いします。この道路に関しては結構です。

それから、駐車場に関して、今3台しか駐められない駐車場があります。せっかくそういうバスまで登らせようかという考えがある中で、その辺の駐車場の整備については市当局としてはいかがな考えでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） お答えいたします。

駐車場整備については、今、建設課長が申しました、そういった道路の拡張とかができきましたら、それに併せてバスの駐車場ということになりますので、まず適地を探し求めることから始まっていくのかとは思いますが、今、観光課は、地元の管理組合、老人会の方々に公園の管理、それとツツジの管理をしていただいている、花の名所特有の、どうしてもその期間だけ賑わうというところがございます。ですので、本当にあそこの魅力向上についてはしっかり老人会の皆様ともお話をさせていただいて、年間を通じて賑わうように作り上げていくということも非常に大事かと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 道路拡張が終わるまで駐車場は考えないということではないでしょうけれど、今3台しか駐められない状況です。シーズンには10台ぐらいの車は来ますので、どういう解決を図るか、その辺の考えはいかがでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 今、公園の駐車場から上の東屋には車で行けないことから、非常に駐車場が減っていますので、現在、管理組合の方たちの御厚意で隣接の土地を提供いただき、そこに駐車させている状況でございます。また、現場において、そこは調整をさせていただければと思います。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） もう1点質問したいんですが、今、下のところで通行止めになっています。上に東屋があるところまで上ることは可能でしょうか。落石が危険だとかいうけれど、あれは落石防止の施設はできたのではないかと思っておりますが、東屋まで行けるかどうか、その辺はどのように考えていますか。

○議長（菅 敏徳君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） お答えいたします。

今、駐車場のところでシャットアウトしております。車が登らないようにということでございまして、議員がおっしゃるとおり、落石を止める土手は土で造ってありますが、まだ不

安定な土砂が、石ころがたくさん点在するという状況でございます。車については駐車場までとして、公園内に散策路がありますので、徒歩で登って、東屋までというのは可能だと考えております。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） そういう許認可というのは、やはり阿蘇市が決定するわけですか。危険があるから通すとか、通さないとか、それはどうですか。

○議長（菅 敏徳君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 今、基本的には道路交通規制ということで道路管理者としての通行止めをしております。あとは、今、山の形状がちょうど出っ張ったところが崩壊しているわけではなくて、その横のほうなので、出っ張ったところは石が落ちてこないのではないかというイメージがあります。また、関係者の方々とか詳しい方に一回現場を見ていただいて、方向性は固める必要があると思います。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） ぜひ専門家の意見を聞いて、それは昔からあそこは落石があっていたんです。それをどんどん登っていった。落石で事故があったことはありません。地震があって、あれが崩れて、地震から7年、かなり落ち着いてきたのではないかと考えておりますので、どうかもう一段上に登ると景色も全然変わってくるんです。その辺をぜひ調査して、通れるかどうか、お願いいたします。ありがとうございました。

それでは、最後の質問に入ります。立野ダムが完成をいたしました。この完成によって、今までいろいろ議論してきました黒川の治水がどのように変わるか、その辺を分かる範囲で教えてください。

○議長（菅 敏徳君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） お答えいたします。

議員も御存じのとおり、立野ダムと黒川は高低差が180メートルほどございまして、黒川の治水に関しましては、粛々と県が整備をしていくことで効果が出るということでございます。まずダムとは切り離して整備していくものと考えております。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） それは切り離さないでいいと思います。今までは黒川の水をできるだけゆっくり流さないといけなかった。そういう意味で、黒川には遊水地をつくったり、あまり川が流れないようにしたりと、今までやっているわけです。あそこにダムができれば熊本を守るためにも相当早く水が流せるようになるのではないですか。そこはどうですか。

○議長（菅 敏徳君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 九州電力の黒川第一発電所の調整池の堰でございます。通常は発電のための取水を行っておりまして、併せまして南阿蘇村と阿蘇市のかんがい用水にも利用されております。ある一定の高さまでは調整するようにダムの堰が調整されておりますが、洪水時に関しましては、天気予報とか気の流れを見ながら事前に調整し、堰が開いていくということの運用が取り決められておりますので、その運用は変わらないということでござ

います。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） たまたま平成 24 年の北部豪雨災害からそんなに大きな雨が降っておりません。今年も梅雨入りしているけれど、雨が降らないで、農業の用水が足りなくなっている状況で、しかし、よそでは線状降水帯が発生して、雨が降っております。いつそういう雨が降るか分からない状況で、今のままだと、また平成 24 年の水害と変わらないような水害が起こる。そのために、国も県も立野にあんなダムを造ったわけです。そして、下流の水の流れを緩やかにしようということをやっているわけですから、それも少しは黒川に影響があってもらわないと困るわけです。だから、もっと流れるように建設課も県にどんどん要望してください。

○議長（菅 敏徳君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 阿蘇市が守られるように、ハード整備が進むように要望してまいります。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） ぜひその辺を強く要望をお願いいたします。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。暫時休憩にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） それでは、暫時休憩をいたします。11 時に再開いたします。

午前 10 時 48 分 休憩

午前 11 時 00 分 再開

○議長（菅 敏徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、11 番議員、園田浩文君の一般質問を許します。

園田浩文君。

○11 番（園田浩文君） 11 番議員、園田でございます。今回通告書に 2 つ大きい題目で質問をさせていただきます。

まず最初に、阿蘇の美しい地下水を守るためにということで通告をさせていただいております。

熊本県の人口は約 170 万人、約 100%この地下水で上水道を賄っているというところは全国でもなかなか珍しいというお話でございます。また、熊本県は 8 つほど名水百選の中に選ばれているようでございます。

御存じのように、早ければ来年の末から菊陽町に T S M C の工場が量産体制に入る計画となっております。その関連企業の最重要課題の純度の高い超純水、超きれいな水ですね、これが半導体のメーカーには大量に必要になると聞いております。T S M C の工場 1 か所だけでも 1 日当たり約 1 万 2,000 トン、そのうちの 7 割は循環して再利用されると聞いて

おります。結果的には年間 438 万トンの水が使われるようでございます。この地下水の一部が私たちの阿蘇のカルデラの地域から供給されると思われまます。一方で、県の半導体産業集積強化推進本部というところでは、TSMCの進出に伴いまして、菊池市にあります竜門ダムの水を半導体関連企業に供給するという方向で考えていらっしゃるようでございます。企業側もこの 1 万 2,000 トン、それ以上に水源涵養の取組みも進めていくということでございます。

そこで、現在、阿蘇市において、命の源であります地下水に依存する水道の管理について、お尋ねをいたします。現在の阿蘇市上水道の地域水道、簡易水道、財産区あたりを含む水道事業、この状況について質問をさせていただきます。

初めに、阿蘇市の上水道の水源地の現状、またその箇所数、ほかに水源の深さなど、担当課では把握されていますか。

○議長（菅 敏徳君） 上下水道課長。

○上下水道課長（竹原昭典君） お疲れさまでございます。ただ今の御質問に対してお答えいたします。

上下水道課管轄、阿蘇市水道事業管轄の水源地箇所数及び給水量等の概要につきましては、水源地箇所数が 25 か所ございます。そのうちの 18 か所が深井戸でございます。残りは湧き水（湧水）でございます。井戸の深さとしましては、箇所ごとに違うんですけども、80 メートルから 120 メートルでございます。井戸の水位を計測可能な水源地は 3 か所ございます。こちらは、宮地が 2 か所と内牧が 1 か所でございます。阿蘇市水道事業における 1 日当たりの平均給水量につきましては、約 1 万トンでございます。こちらでも給水人口の減少に伴いまして、年々若干減少傾向ではございます。観測可能な水源地における自然水の降下につきましては、平成 28 年の熊本地震以前と比較しまして 1 メートルから 2 メートル降下しております。水源地の水位、水量については、水道事業としても重要な課題でございますので、今後も引き続き地下水の変動については注意して計測していきたいと考えております。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩文君。

○11 番（園田浩文君） 現在の上下水道の供給世帯数というのは、課長、今、何世帯ぐらいありますか。

○議長（菅 敏徳君） 上下水道課長。

○上下水道課長（竹原昭典君） 水道事業、阿蘇市上下水道課管轄の世帯数は、約 1 万世帯になります。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩文君。

○11 番（園田浩文君） 分かりました。

上下水道以外の、例えば簡易水道でありますとか地域の水道、こういうところは、使っているような集落とか水源地の数というのは、ある程度市のほうで把握されているんですか。

○議長（菅 敏徳君） 上下水道課長。

○上下水道課長（竹原昭典君） 水道事業としましては、主に宮地地区と波野、それと黒川地区、内牧地区、あと赤水地区、そちらが水道事業の管轄地域でございます。把握してい

るのはその水道事業の管轄の地域だけでございますので、今考えているのは、鍋釣線沿いは地域水道になりますので、上下水道課の管轄外となります。そちらのほうは、把握はしておりません。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩文君。

○11 番（園田浩文君） なかなか地域水道は、湧き水を使ったり、供給の世帯数が少なかったり、いろんな条件があるので、そこまで把握するのは大変難しいことだとは思いますが。

旧一の宮町の財産区がありますけれど、その供給戸数と水源の数、あとその水深あたりは、財政課では把握していますか。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） お疲れさまです。財産区の水道事業についてお答えしたいと思います。

まずは、水源地の数でございますが、坂梨財産区が3か所、古城財産区が6か所、うち古城と中通財産区の共同水源が1か所ということで、財産区で管理している水源地につきましては合計で9か所になっております。

給水戸数につきましては、令和5年4月現在で坂梨財産区が387戸、古城財産区が201戸、中通財産区が276戸、合計で864戸になります。

水源の深さについては把握できておりませんが、昨年度、坂梨財産区におきまして、産神地区になりますけれども、水量減少に伴いまして、水源さく井工事を実施しまして、現在では安定的な水を供給できているという状況でございます。その他、古城財産区、中通財産区については、水量低下、減少の確認はされておられません。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩文君。

○11 番（園田浩文君） 課長、去年なさっていたのは、あその滝室坂の入り口のところのボーリングですよ。あの深さは分からないですか。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） そちらの深さについては、約190メートル程度ということで把握しております。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩文君。

○11 番（園田浩文君） 命の源であります地下水、水道というのは、命に直接関わりがあるところでございます。大型半導体メーカーが菊陽町に今建設中でございます。今度は第2工場もどこかに、熊本県という話もなされていますけれども、地下水も持っていかれる、働き手も持っていかれるということになりますと、阿蘇市も大型の半導体メーカーが来ても、なかなかうまく恩恵が受けられないようなところも出てくるのではないかと大変心配しております。副市長、いかがですか。この地下水のこれから先の心配はありませんか。それと、第2工場あたりが建つなら、阿蘇に一つ第2工場をお願いしますというような、推進チームもありますので、熊本県にでも交渉されて、誘致の話でも、大変ハードルは高いとは思いますが、何かやってみる価値はあるのではないですか。副市長、いかがですか。

○議長（菅 敏徳君） 副市長。

○副市長（和田一彦君） ただ今の御質問にお答えいたします。

まず、地下水の問題でございます。先ほど議員がおっしゃいましたように、T SMCは大体1日、1万2,000トンを使うということで、先ほど課長が言いましたけれども、阿蘇市は1日、1万トンということで、阿蘇市の全人口が使う1日の量よりも多く使うという状況でございます。そして、先ほど議員がおっしゃいましたように、T SMC側もそれに見合う、使った量に見合う水源涵養を行っていきたいということを表明されております。

ここで、一つ問題なのが阿蘇と熊本都市圏の地下水との因果関係、これがいまいち定説の中でつながっていないんです。学者さんたちの中でそこがはっきりしておりませんので、中流域の水源涵養については大津町とか菊陽町あたりに冬場に湛水するという事業で水源涵養を行っています。熊本市は、そこには補助金を交付してはいますが、阿蘇市には交付しないという現状があります。これについては、以前から阿蘇が源であるということで話しているんですけども、それを裏づける学説あたりが今のところ少ないというところがございます。ただ、去年ですか、大学の新しい学説の中で、いや、つながっているという話の学者さんが出てきていますので、そういったところを押して、熊本県あたりにも阿蘇山と熊本都市圏の地下水との因果関係、これについてはっきりさせてもらおうと、先ほどT SMC側が表明しております水源涵養、1億2,000万トンに見合う水源涵養を行っていきたいということになりますと、例えば阿蘇地域の田園地帯、それから草原、草原についても水源涵養力があるという、以前はそういったものはあまり学説的にはなかったんですけども、最近は草原でも水源涵養力があるということがだんだん大わかってまいりましたので、そういったことからいいますと、例えば原野の保全、それから阿蘇谷の水田地帯、ここについても水源涵養に大きな力を発揮しているということになれば、そういったT SMC側が考えている水源涵養の対象地域ということにもなっていくかと思っておりますので、ぜひともそういった因果関係をまずきちんとしてもらいたいということで、熊本県あたりにもこの前、県と阿蘇地域の首長さんたちの意見交換会とかがございましたけれども、その中でもその辺をはっきりしてくれという意見も出ておまして、そういったところがはっきりすれば阿蘇地域についてもそういった水源涵養に大きな関係があるということがはっきりしてくるのかと思っております。

それから、工場の誘致でございますけれども、前回の質問等にもありましたように、阿蘇地域では、水田地帯が多く、特に赤水付近については浸水想定区域になっているということで盛土が必要ということと、あと農業振興地域ということで少しハードルが高いかと思っております。ある程度のそういった対象地域については熊本県にも情報提供はしているところでございますけれども、やはり企業とこちら側とのマッチングが大事かと思っております。先ほど申しましたように、阿蘇の景観との関係もございまして、何でもかんでもというのはいかないかと思っておりますので、そういったことを調整しながら進めていきたいと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩文君。

○11番（園田浩文君） 水源涵養に関しては11自治体が熊本市も何か指定して、そちらに

は補助金をずっと出しているみたいですが、見たときに阿蘇市は入っていないので、昔から水前寺公園の湧き水は阿蘇山の水が行きよるとばいというふうに習ってきた世代なので、どのくらいの期間を費やして流れていくものか分かりませんが、やはり水は高いところから低いところに流れるので、そのあたりはやっぱりしっかりと私たちも監視をしていかないといけないかと思っております。

また、工場についても寮でも何か住宅でも少しでも、観光あたりの面になりますとやっぱり来た方々がうんと阿蘇には来られるので、そのあたりはプラスにずっと進んでいくのかとは思いますが、一緒にタッグを組んでしっかりと進めていきたいと思っております。

そこで、今から地下水の水位あたりが、例えば本当に稼働し始めて、そんな目に見えるほどには上下の水位の変化は見えないと思うんですが、何かそういう観測井戸みたいなものを使って、今後の地下水の状況あたりを把握する必要があるのではないかと思いますけれど、担当課はいかがですか。

○議長（菅 敏徳君） 住環境課長。

○住環境課長（村上勇一君） お疲れさまです。

地下水保全につきましては、平成 24 年 9 月に阿蘇市の地下水保全条例を制定しております。揚水機で地下水を採取する場合は吐出量の面積が一定要件を超える場合には届出または事前協議を含めた許可が必要となっておりますので、条例の適切な運用を図ってまいりたいと思っております。

また、地下水の水位については熊本県が観測を行っております。場所は農業研究センターで水深も深く調査をしております。そちらの深度が 120 メートルのところを調査しております。平成 22 年から水質調査を始めておまして、当初よりも、昨年がどうしても雨が少なかったということで、全体をみますと、先ほど上下水道課長が言いました 2 メートルぐらいの水位の低下が見られるということです。今後はそういった阿蘇市の湧水の水量等と県のこの施設の水量等を注視しながら、それにつきましては県にもちゃんとお話をしていきたいと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩文君。

○11 番（園田浩文君） 大きい半導体メーカーが動き出したからといって、市の水道が枯渇するような状態というのはないとは思いますが、今からやっぱり長い目で見ていて、後世にこのきれいな阿蘇市の水をやっぱり伝えていくためにはしっかりと監視をしていただいて、そのあたりにしっかりとアンテナを張ってもらいたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、次の質問に入らせていただきます。コロナ収束後の持続可能な地域医療体制の確立に向けてというところで質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスも皆さん方御存じのように 5 月 8 日から 5 類に移行されて、インフルエンザなどと同等の扱いへと変わりました。患者数も全数把握から定点把握に変更されたということで、全国約 5,000 の医療機関が対象とされております。熊本県でも 79 の医療機関、阿蘇圏域でも 3 つの医療機関が定点把握されているというふうになっております。

現在、全国的には微増ではないかという報道もあっておりますが、阿蘇圏内のコロナの状況は、部長、いかがですか。

○議長（菅 敏徳君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） それでは、阿蘇圏内といいますか、阿蘇保健所管内でお答えさせていただきますけれども、確かに今、議員が言われたとおり、微増でございます。コロナウイルスにつきましては 2.67 という状況ですので、まだそこまで大きな状況ということではございません。ただ、それに合わせてインフルエンザとか感染性の胃腸炎、違う病気のほうが若干流行の兆しを見せているというところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩文君。

○11 番（園田浩文君） 昔は全数把握で阿蘇市が何人ときちんと出ていたので、やはり自分たちも、ああ、多くなっているとか少し減ったなというところを感じていたんですけども、定点把握になりますとなかなかそのところが見えづらいというところもありますので、お知らせ端末あたりでも使って、今、やや微増のほうに動いていますよとか、そういう周知あたりも大切だと思いますけれど、いかがですか、部長。

○議長（菅 敏徳君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） おっしゃることは分かるんですけども、この微増は阿蘇圏内の分が、阿蘇市なのか、南郷なのか、小国なのか、そこが分からないんです。だから、阿蘇郡市で全体でという形についてはある程度把握ができるんですけども、それが分からないので、なかなか市民の方に今こういう状況ですという正確な数字をお知らせすることができないということは御理解いただきたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩文君。

○11 番（園田浩文君） とにかく手洗い、うがい、そういうところはインフルエンザの予防にもなるので、しっかりとそういう啓発もやっていかなければいけないかと思っております。部長、ありがとうございます。

この前の全員協議会のときに、面会については 4 月 3 日から医療センターは午後 1 時から午後 8 時まで荷物の受渡しのみ 1 人 10 以内と説明がっております。コロナ前の規制のない入院面会というものについては医療センターではどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（菅 敏徳君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（村山健一君） お疲れさまです。ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

コロナの面会についてということでございますけれども、5 類移行に合わせて当院でも内部で検討したところですが、従前のような形に戻すという形が患者様にとっても周りの方々との交流を深めることで治療にという部分もございまして、やはり今、市民部長からもありましたけれども、完全に収束という状況には至っていないということでございまして、医療センターの現状を申し上げますと、本日現在も入院患者さんがコロナで陽性 3 名の方が入院されている状況でございますし、昨日は発熱外来で 5 名が陽性と確認されているところで、6 月に入りまして、大体 1 日お二人ぐらい陽性がずっと出ている状況とい

うことと、インフルエンザもやはりお二人ぐらいがずっと続いている状況で、若干微増の状況が続いているという状況もございます。どうしても院内にこれが一旦入りまして、院内感染という形になりますと、また入院制限とかいうことをしなくてはならないというところもございます。先ほど園田議員がおっしゃいましたように、時間帯を絞ってということで、その後、また6月12日から先ほど8時までということで全員協議会するときには報告をしておりますけれども、もう一度見直しを行いまして、若干時間を短めて、夕方7時までとしています。これは土日も含めて午後1時から午後7時までです。午前中は患者さんの往診とかいうところもございますので、そちらに当てていただいて、午後の時間帯、それから夕方7時までという形での対応をさせていただいています。来られた患者様の御家族につきましては当然マスクも着けていただきますし、消毒でありますとか、発熱がないというのを確認した上で患者さんの病室に伺っていただいているという状況でございます。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩文君。

○11番（園田浩文君） 面会10分というのは、しばらくはその体制ということですね。

それと、コロナの中等症の方が今も部長が言われたように何名か入院されているということですが、この中等症を簡単に説明していただけますか。大体、今は自宅療養あたりが何か基本のように思っているんですけど、やはりそうやって病院で入院されている方がいるということは、中等症であるから入院されているということですよ。その中等症を簡単にお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（村山健一君） 中等症につきましては、ほぼほぼ高齢者の方々が中心になっておりまして、既往症でもともと心臓病を持っておられたりとか、また酸素飽和濃度というところで、この値が低下しているという方々について、いわゆる酸素吸入が必要な方々が該当します。また、これが中等症から重症化していくということで人工呼吸器をつけなければならないという方々については、熊本市内の医療機関に転院していただくという流れになっております。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩文君。

○11番（園田浩文君） 中等症は、高齢者であったり、持病を持っていたり、そういう方だと認識をしております。

3番目の診療科目の診療日の検討と急患の対応について、また、常勤、非常勤医師の現状についてお聞きしたいと思います。

現在、診療科目が私のほうでは27診療科目かと思っております。この診療科目が27あるんですけど、午前中だけであったり、曜日が飛び飛びであったりとなっておりますけれども、これはやはり診る先生方の現状に合わせて、そういう日にちになっているのか。それと、私もかかっているんですけど、代謝外来あたりはやっぱり生活習慣病なので、非常に受診されている方が多いような感じがします。今、代謝外来あたりは、木曜、金曜です。もう1日ぐらいどこかにお聞きできないだろうか、ほかからもそういう話を聞きますので、そういうところは、部長、どのような見解か、お聞きします。

○議長（菅 敏徳君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（村山健一君） ただ今、議員がおっしゃいましたように、常勤の医師、こちらのほうが院長を含めまして 12 名おります。それから、非常勤の先生方が 30 名を超えて対応いただいているという中で運営を行っているところでございまして、診療日につきましては、常勤医師については午前中を外来診療に当たっていただき、午後を病棟の診療をはじめとしました対応と、それから診療科ごとでカンファレンスといいまして、看護師であったり、リハビリの技師であったり、そういったところと全体が集まって、この患者に対してこういったことの対応をしていくという情報共有の場を設けるようなものであったり、院内会議とかいった形のスタイルをとっているという状況でございます。

議員がおっしゃるような代謝内科であったりという部分につきましては、いわゆる非常勤の熊大病院から支援という形で来ていただいております、先生方が来れる曜日がこの日になるという形で今お願いをしている状況で、その調整で今の曜日設定となっております。議員がおっしゃるような診療日を増やしてほしいというお声に対応いたしまして、昨年は皮膚科を開設しましたところ 1 日ではどうしても毎日 70 人から来られるという状況でした。今年はそれをお二人の体制で 1 日また増やしたりという対応もしておりますが、そういった声はまた熊大病院と支援をいただく医療機関にもつなげて確保に努めた上で診療日を増やすことができないかということを検討してまいりたいと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩文君。

○11 番（園田浩文君） 市役所には「ハイ、市長です」のご意見箱がありますので、医療センターにも「ハイ、院長へ」というご意見箱を設置されて、何か書いて入れられるような、院長が直接患者さんからの声が聞けるような、そういうのも、部長、いかがですか、こういうアイデア。

○議長（菅 敏徳君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（村山健一君） 今、議員がおっしゃいました市長への「ハイ、市長です」というご意見箱を置いてあります。また、これにいかなくても病院へのお声ということで、今ちょうどまさに準備をしております、各病棟でしたり外来の窓口だったり、そういったところに置く準備を進めているところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩文君。

○11 番（園田浩文君） 分かりました。患者さんの声をしっかり受け止めていただいて、少しでも病院の運営の参考にしていただければと思います。

それでは、4 番目の「新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金」、あと「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金」と 2 つあります。前のほうは令和 4 年で恐らく補助金は打ち切りになっていると思いますけれども、そのあたりの説明を、部長、お願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（村山健一君） 今言われました最初の新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金につきましては、コロナの患者様の対応を

行う医療従事者を支援して、受入体制を強化するための補助金としまして医療従事者の人件費、それから感染拡大の防止経費としてエンタランスの案内ですとか発熱外来業務について補助を受けております。令和2年度で477万6,000円ほど、それから令和3年度に1,337万3,000円、令和4年度に1,350万円ということで合計3,164万9,000円の補助を受けております。本事業につきましては、令和4年9月までで終了しております、10月以降につきましては診療報酬の制度としまして看護職員等の処遇改善評価料に関わる施設基準が新たに創設されておまして、当院ではこちらの評価料を受け取っているということで、おおよそ令和4年度の見込みでこれが823万円ほど受けているという状況でございます。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩文君。

○11番（園田浩文君） コロナの補助金あたりが9月で打ち切られて、また経営にいろいろと影響が出てくると思いますけれども、5番目の阿蘇医療センターの安定的な経営に向けては、部長、どのように捉えられていますか。

○議長（菅 敏徳君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（村山健一君） 先ほどの質問の中で後段のかぎ括弧にあります新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業というものがございます。こちらは、いわゆる空床化補助金ということで、これまでに約22億9,800万円補助が来ていたということでございます。こちらにつきましても、今年度は9月までということで、この支出基準につきましては、今まで1床空床確保するに当たって7万円の基準があり、この3倍の額という算定がされておりましたけれども、これも1床当たり3万6,000円ということで半額になって、さらにこの空床を確保するため2倍の額に変わるということがございまして、今年度の空床化の補助金も1億4,000万円ほどという状況になることが見込まれております。

今質問をいただきました安定経営に向けたということでございますけれども、今、医師が12名の体制という形で、当院の開始当初は常勤3名という対応でございました。先ほどお話をいたしましたように常勤医師の確保、それから非常勤医師につきましても大学病院等からの支援を受けながら地域の医療を守るために、いわゆる救急医療、それから脳疾患、心疾患の医療、それから健診業務の充実、そういったところを主点としまして対応していく必要があるということございまして、これが医師のみならず、看護師であったり、先ほどのリハビリの技師であったりとか、いろんなところと、いわゆる多職種の連携を深めまして、そういったチーム医療に取り組むという体制、それから、いわゆる医療のDXという部分も言われておりますので、こういったところを取組みながら経営の改善を図っていくということでございます。

昨年、一昨年と黒字計上で単年度4億5,000万円ほどの収支でございました。令和4年度の決算については9月に改めて御報告させていただきますけれども、今、単年度7,000万円ほどの黒字で決算報告できるのではないかと考えております。これらの取組みを継続してまいります、収益を確保していきたいと思っておりますのでございます。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩文君。

○11番（園田浩文君） 部長、ありがとうございます。経営に関しては、しっかりと目を

光らせて進めていっていただきたいと思っております。

7 番目の質問に移らせていただきます。連日、マイナンバーカードでありますとか、マイナ保険証のトラブルといった事案がよく報道で流れております。阿蘇市もマイナ保険証を使える医療機関が幾つかありますけれども、そういうトラブルの案件ですか、そういうのは今発生していないですか。

○議長（菅 敏徳君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（村山健一君） 当院と波野診療所にもマイナ保険証が使える端末を入れておりますが、今のところ双方でトラブル事案というものは発生していない状況でございます。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩文君。

○11 番（園田浩文君） 今後、国保とか後期高齢者の保険証がマイナンバーカードとのひもづけになってくると思います。6 月 2 日に健康保険証を廃止して、マイナンバーカードに一本化するマイナンバー法などの改正案が参議院の本会議で可決をされております。現在、阿蘇市におけるマイナンバーカードの取得数は、市民課で調べてもらったんですけれども、6 月 7 日現在で 76.51%、2 万 4,708 人のうちの 1 万 8,903 人が登録済みとなっております。国は、マイナ保険証への移行を来年秋に実施するとしております。保険証が廃止後はマイナンバーカードの保険証機能を持たせたマイナ保険証で受診するようになりますけれども、マイナ保険証がない人も保険診療を受けられるように資格確認書ですか、これが 1 年間は有効ということでされるようなんですけれども、今後この改正に伴って、担当課ではいろいろ仕事も大変になってくると思いますけれども、どのように進めていけますか。

○議長（菅 敏徳君） ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） ただ今の御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃられたとおり、2024 年（令和 6 年）秋に現行の健康保険証が原則廃止となっております。その後、マイナ保険証への切替えという予定となっております。現在、カード取得者全員が今後利用可能とするためにも国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者の方々に対しましては、被保険者証の交付式や住民健診等の機会を利用して周知啓発を積極的に行ってまいりたいと考えております。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩文君。

○11 番（園田浩文君） この取得率を見ると、割と後期の 70 代、80 代というのは 86%とか 70%、マイナンバーカードに切り替えられている方がいらっしゃいます。一番高齢ですと 105 歳以上の方も今 3 名いらっしゃるんですけれども、100 歳代でも 55 名のうちの 8 名はマイナンバーカードを取得されています。こういう方々を今からマイナ保険証に 1 年かけて移行していかなければいけないので、仕事は大変膨大な仕事になると思いますけれども、来年の秋を目指して、しっかりと担当課のほうで対応をお願いしたいと思っております。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。今、国民の 2 人に 1 人ががんによって命を落とすような時代でございます。がん疾患患者の年間の医療センターへの受診者数と対応状況あたりをお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（村山健一君） ただ今の質問についてお答えさせていただきます。

がん診療につきましては、いわゆるがん化学療法という形で通院なさっている方々が大体12～13名いらっしゃるということで、それからがん相談支援センターというものを立ち上げております。熊本県のがん拠点病院としまして、そちらの相談に毎月大体20件ほどが御相談に訪れていらっしゃるということで、がん相談支援センターとしての対応を行っているという状況がございます。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩文君。

○11番（園田浩文君） 医療センターでも化学療法であったり、設備であったり、かなり熊本県でもいい機械も入っていますし、対応される先生もいらっしゃると思いますので、もうちょっとがんの医療に関して医療センターもこういうことをやっていますよというのをいろんな場面で少し宣伝という言い方はいけないんですけども、やはりその辺の啓発活動もしっかりやっていっていただきたいと思っております。

最後に、健康増進課でがんの予防等について、どういった動きをされていますか、答弁をお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 健康増進課長。

○健康増進課長（山内るみ君） お疲れさまです。

先ほど議員もおっしゃられましたように、がんはかからないようにするよりも予防する時代となってきておりますので、その手始めとなりますががん検診を健康増進課ではやっております。国の指針に基づいて5つのがん（胃・肺・大腸・子宮・乳がん）を中心に検診を行っております。その受診者数ですけれども、市が主体として実施している検診の場所以外でも実施されている方がいらっしゃいますので、すべての数の把握はできておりませんけれども、集団検診として実施しております数は、令和4年度で胃がん検診1,228名、肺がん検診3,222名、大腸がん検診2,482名、子宮頸がん検診1,924名、乳がん検診1,030名、延べ9,884名の受診がなされております。コロナ禍におきましても受診率向上に向けてこちらも努力をした結果、多数の住民さんに受診をいただいている状況です。

また、追跡した結果になりますが、がん検診を受けられた方で5名の方にがんが見つかった状況となっておりますので、これからも受診勧奨を進めてまいります。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩文君、時間がありません。

○11番（園田浩文君） すみません、15秒ほど超過していますので。早期発見、早期治療が一番だと思います。健康増進課のほうでも力を入れて、よろしく願いいたします。

以上で、11番、園田の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（菅 敏徳君） 11番議員、園田浩文君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。午前中の会議をこの辺でとどめたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。

それでは、午後 1 時から再開いたします。

午前 11 時 47 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（菅 敏徳君） 休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

3 番議員、菊池勝秀君の一般質問を許します。

3 番議員、菊池勝秀君。

○3 番（菊池勝秀君） 皆さん、こんにちは。今日は、大リーグのエンゼルス試合もございません。非常に気がかりでおったんですが、今日はありませんので、落ち着いて質疑できると思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず本日は通告書にございますとおりに進めてまいりますけれども、大きく 3 つございます。1 つ目は買い物困難者に対する取組、2 つ目には規制により火口見学ができなかった観光客へのサービスの提供、3 つ目に自然災害に強い「安全・安心の防災阿蘇市」の確立に向けての 3 点について質問をさせていただきます。真摯な回答をお願いするとともに、他の議員の方の質問も含め、市民サービスのヒントを活用できるものがあれば、しっかり行政に活かしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まずは買い物困難者、特に高齢者に対する取組についてでございます。

阿蘇市の人口に占める 65 歳以上の高齢者の比率、前回の令和 2 年の国勢調査では 40.4%、近隣の阿蘇郡町村においてもそれぞれ 40%を超えている現状でございます。高齢者対策が重要な課題ということになっております。

また、高齢者の方の免許の返納、この状況についても警察に聞いて調べております。阿蘇市の方で令和 3 年度 99 名、令和 4 年度 76 名でした。返納した方に返納前と比較して困ることをお尋ねしますと、ほぼ全員が、スーパーが近くになく、買い物に行けなくなった、不便になったとの回答がありまして、要望としてスーパーの誘致をしてほしい、週 1 回でもいいので、移動販売車が来て、食品や日用品を買えるようにしてほしいとの声が上がっております。

そこで、今回、本市で実施している買い物困難者、特に高齢者に対する買い物支援策の実施状況につきまして、施策ごとに令和 4 年度の決算見込額と併せ利用者の動向や要望を踏まえた支援策を実施しているのか、検証状況と今後の見直しの予定をお聞きしたいと思います。

まずは、乗合タクシーについてということで総務部の企画財政課長からお願いしたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） お疲れさまです。乗合タクシーについてお答えしたいと思います。

乗合タクシーにつきましては、道路運送法に基づきまして、市と地元のタクシー事業者が協力しまして、公共交通機関がない地域と商店街、医療機関などがある市街地等を結ぶ貴重

な公共交通機関の一つとなっております。

阿蘇市では、平成 19 年 4 月から導入しておりまして、現在 13 地域で運行している状況です。過去 3 か年の利用状況につきましては、令和 2 年度が 3,432 名、令和 3 年度が 3,155 名、令和 4 年度が 3,174 名と、コロナウイルス感染症拡大等の影響もございまして、利用者はやや減少傾向でございます。

また、令和 4 年度の決算見込額につきましては、タクシー事業者への補助金交付額になりますが、約 468 万 1,000 円を支出しておりまして、令和 3 年度にタクシー運賃等の改定あたりもございまして、市からの補助金につきましては微増傾向ということになっております。

また、今後の検証予定としましては、令和 3 年度から開催しております市内タクシー事業者 3 社との意見交換会等を引き続き行いまして、運行日、時間、乗降場所などの利用者ニーズに応じた見直しを図るなど、路線拡大も含めて利便性向上につなげていきたいと考えております。

○議長（菅 敏徳君） 挙手の上、質問してください。菊池勝秀君。

○3 番（菊池勝秀君） はい、ありがとうございました。

次に、市から委託実施している地域包括支援センターの移動販売による買い物支援について、お聞きしたいと思います。課長、ありがとうございました。

○議長（菅 敏徳君） ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） ただ今の質問にお答えいたします。

地域包括支援センターでの取組みということで、地域包括支援センターにおきましては、地域の声を拾い上げる中で、例えば坂梨地区において地域の商店がなくなったという中で、やはり買い物が心配という声等が上がっております。そのような坂梨地区に限ったことではございませんが、地域の商店が少なくなっているという現状を鑑みたときに買い物弱者に対する支援が必要ということもありまして、高齢者の単独世帯等の支援をどういった形でできないかということで、もともと既存の移動販売事業者 2 社と協議を行いまして、今、回っている既存のコースにプラスして、そういった新たな地区を回っていただけないだろうかというお願いをする中で、昨年 10 月から 3 月までの半年間、試行的に行った事業という形であります。

○議長（菅 敏徳君） 挙手をお願いします。菊池勝秀君。

○3 番（菊池勝秀君） 課長、ありがとうございました。

次に、波野支所で実施しております福祉バスについて回答をお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 波野支所長。

○波野支所長（岩下勝則君） お疲れさまです。ただ今の質問にお答えをさせていただきます。

まず、波野地域における福祉バスの運行事業について簡単に御説明をさせていただきます。自宅から私たちが業務を行っております波野支所や波野郵便局、それから農協、道の駅波野神楽苑、波野地域内の J R の 2 つの駅や竹田市の荻の里温泉など要項で定められております 13 か所の指定乗降場所と事前に利用申請の許可を受けられた利用者との間を 10 人乗りのワ

ゴン車で予約運行による無料送迎を行っているところでございます。

令和3年3月25日から新たにお買い物便と称しまして、水曜日の午前、木曜日の午後の週2回、JR宮地駅、黒川地区にあります阿蘇ショッピングタウンへの買い物の専用便の運行を開始しております。

利用状況としましては、令和3年度は、新型コロナウイルスの影響もあり、運行日数が165日、利用者が1,040名、令和4年度は、運行日が192日、利用者が1,804名となっており、平均しますと1日当たり9.4名となっておりまして、令和3年度と令和4年度を比較しますと、令和4年度のほうが3.1名増加している状況でございます。利用者の増加率は137%となっております。特に温泉便の利用が多い状況にあります。

令和4年度の決算見込額としまして249万1,231円、うちドライバーの件費が212万5,813円、燃料費等の車両維持費が36万5,418円となっております。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） 挙手をお願いします。菊池勝秀君。

○3番（菊池勝秀君） ありがとうございます。支所長、ありがとうございます。

次の近隣自治体における支援策の状況ということですが、近隣自治体の買い物支援策について調べております。皆様方のお手元に別紙ということで配らせていただきました。高齢者の比率が小国町で42.1%、南小国町でも40.3%と非常に高くなっておりまして、これがやっぱり課題ということで阿蘇市と同様、地元の商店の廃業等により、買い物困難者に対する移動販売が必要ということでそれぞれの町で実施しております。

阿蘇市として施策を実施する際、先ほど3つの部分がございますけれども、近隣自治体の取組み、今回は買い物支援策ですが、把握や取組みの参考としているのかどうかということで、主管である課長さん、代表をお願いをできませんでしょうか。回答をお願いします。

○議長（菅 敏徳君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） ただ今の質問にお答えいたします。

お手元にいただきました小国町と南小国町の移動販売の状況については確認をしております。そのほかに高森町でローソンと連携した移動販売の取組が令和元年から実施されておりましたが、これは利用者が少ないということで、実は今年の3月に廃止をされております。これは、町から補助金が80万円ぐらい出されていて、主に人件費とかガソリン代に充当されていたと聞いております。売上げがゼロのときもあったということで、3年半ぐらい実施をされたということ聞いています。そのほか熊本市とか、お隣の竹田市においては、例えば宅配事業者などを紹介するようなパンフレットですとか、そういった情報を出されています。商品の配達とか、あるいは自宅や店舗への送迎といったサービスをまとめて情報提供をされていて、経済の活性化につなげていこうという取組みでございます。それから、菊池市でございますけれども、こちらは高齢者支援ということでありますが、以前、第三セクターでやっていたのを廃止されて、それを受け継いだ形でJA菊池が「きくちのまんまGO」という移動販売車を運行されていますが、こちらは地域福祉の推進のために実施されていると伺っているところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 菊池勝秀君。

○3番（菊池勝秀君） 課長、ありがとうございました。

小国町、南小国町で実施している取組みの特徴としまして別紙に書いておりますけれども、移動販売車の車、これは寄贈や補助金でまず購入しているということです。それと、特に小国町では障がい者の力を借りて高齢者を支えるとのコンセプトの下、障がい者の活動の場を提供する場ということで障がい者の方を移動販売車の助手席に乗せ、販売時の袋詰めや受渡しなどを行わせており、結果、就労継続支援事業の給付を活用して運転手の給与を支払っているということでございます。大切な税収入をほとんど使わず、高齢者に対する買い物支援を実施しているのが非常に特徴なのが小国町でございます。参考までにお渡ししておきますけれども、別紙の下部のほうに各役場のほうで問合せ先を掲載しております。小国町につきましては、統括施設長等には了解をもらっております。ぜひ参考にするのであれば遠慮なく問い合わせただけければと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、今回その3つの買い物支援策について検証等を実施してもらいましたが、同じ高齢者に対する対策の施策でございます。ちなみに、今回の施策の検証、今後の見直しに当たって部署間の横断的な打合せについては実施されたのでしょうか、お聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。代表で結構です。

○議長（菅 敏徳君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） お疲れさまです。

部署間での検討という話でございました。過去においても阿蘇市におきまして移動販売車の試験的な導入等を含めたところで検討を進めてまいりました。当然、市としましても、現状、買い物困難者がおられるのは事実でございますので、いかにしたらより効率的に地域のニーズに対応することができるか、そういった形で部の枠を越えて、まちづくり課も含めたところで協議をこれまでも進めております。実証実験としまして、まちづくり課のほうで移動販売車を試行したこともございますけれども、やっぱり実際お店に行き、自分の目で見て、確かめて触って、そして買う、そういったのも買い物の楽しみである、そういった御意見も過去にいただいたところでございます。検討は検討として、現在コロナ禍もありまして中断しておりましたけれども、また状況を見ながら話は進めてまいりたい、そういうふうを考えます。

○議長（菅 敏徳君） 菊池勝秀君。

○3番（菊池勝秀君） 総務部長、ありがとうございました。

ただ、部署間の打合せを今回の分で実施したかどうかという話をしましたら、手が挙がりませんので、今回の分についてはあまりされていないのではないかと、正直な話、そうではないかと思っております。限りある予算でございます。見直しに当たって、重複したサービスエリアはないかとか、今、部長から言われましたけれども、もっと効果的なニーズに合ったサービスはないかどうか、節減できた予算で運行回数を増やしたり、エリアを拡大したりできるものはないかとか、意見交換を引き続き打合せ等を実施いただいて、より高度の高い高齢者のサービスを実施していただきたいと思っております。

最後になりますけれど、お買い物ニーズに合わせた移動販売のエリア、施策の実施の見直しはございますか。

○議長（菅 敏徳君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） ただ今の見直しの件でございますが、こういった日常の買い物機会が十分に提供されない状況に置かれている方々を経済産業省では買い物弱者と呼ばれております。それで、ここで経済産業省もマニュアルを立てておられますが、その中でこの問題に対する取組としましては、1 つ目は家まで商品を届けると、2 つ目に近くにお店をつくってあげると、3 つ目に家から出かけやすくするといったほか、コミュニティの形成とか、基盤となる物流の改善とか、そういった効率化の取組もありますので、先ほど御指摘いただきましたとおり、部署間での協議を踏まえながら、今回コロナの影響もございましたので、積極的な取組は厳しい状況にありました。今後、先ほど御指摘いただいたとおり、十分な検討を踏まえまして取組が必要であると思っておりますが、検討を進めていきたいと考えております。

○議長（菅 敏徳君） 菊池勝秀君。

○3番（菊池勝秀君） ありがとうございます。課長、OKでございます。

今回3つの施策がございまして、私なりに限られた予算ということで見直し、改善できるものはないかということで、波野支所の実施の福祉バス、こちらは無料で運行しております。約240万円ほどということでしたので、調べて検証しております。特に約6割を占める年間550人の方が利用している荻の里温泉の施設利用について現地確認等を含めて検証いたしました。利用者の方から直接お聞きしますと、温泉施設は交流の場で非常に助かっているということで貴重な声をいただきまして、非常に有効であるということは確認できました。ただ、例えば市のほうからのバスを運行するのではなく、荻の里温泉の施設のほうから送迎バスを運行してもらえれば、ウィンウィンとは言いませんけれど、そんな部分で市の経費を節減できるのではということで施設の代表取締役に相談をいたしました。結果、コロナの関係で送迎用のマイクロバスを数台廃車しております。その関係もございまして、また今コロナの関係で送迎バスのマイクロバスが歓送迎とかの分が非常に人気で、残念ながら今のところ希望に添えませんというお答えでございました。私個人としては、いろんな取組についても民間施設に任せる、活用できるものは有効に活用したほうがよいということだと思っております。今後の見直しに当たりましては、ぜひそういった視点も取り入れていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ところで、この買い物支援策についてですけれど、もともと買い物支援策が必要な理由は何なのかというところの原因をよく詰めていかなければならないと思っておりますが、総務部長に回答をお願いしたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） お答えをさせていただきます。

どうしてこういった形で買い物が非常に不自由な方が増えたか、2点理由があると思います。1点目は、地域から商店がまずなくなったこと、それが1点目です。2点目は、核家族

化等の影響によりまして、高齢者の世帯が非常に増えたこと。2 世代、3 世代同居であれば、ちょっと乗せていくということができたかもしれませんけれども、そういったことで遠くまで買い物に行くための交通手段がなくなったことが原因かと思います。そういったこともありまして、市のほうでお店を地域につくる、それはまず困難です。私は 30 数戸の行政区に住んでおりますけれども、以前、昭和の時代はやっぱり小さな店がその集落、集落にありました。しかしながら、先ほども話がありましたように、坂梨でさえ、スーパーがなくなってきた、そういったことでもございます。冒頭、お話の中でニーズとしてスーパーが来てくれたらな、そういったお言葉がありましたけれども、行政としてスーパーを誘致するとかというのはあくまでも利害等につながりますので、そのあたりは非常に厳しいと思われまして、そういったこともありまして、公共交通機関のない地域から市街地への輸送手段として、市としては、企画財政課長が申しあげましたように、乗合タクシーを導入して、カバーをしている、そういった状況でございます。

○議長（菅 敏徳君） 菊池勝秀君。

○3 番（菊池勝秀君） 部長、ありがとうございます。

やはり地元商店の廃業により、スーパーがないことが主な理由ということに思われます。ただ、ちなみに現在行っている 3 つの施策の予算を合わせてみますと年間約 750 万円、そのうちの 6 割の方が買い物に行くために利用していると考えますと、もしスーパーが設置されれば、少なくとも 400 万円、300 万円は予算の削減ができるものだと思っております。ほかの高齢者施策にいろいろ使うこともできるのではないかと思います。スーパーの誘致、事業者の相談などがございますけれども、前回の質問で行いましたけれども、スーパーの誘致とか、そのあたりの分で業者から問合せ、その後の動きはございますか。まちづくり課長、回答をお願いします。

○議長（菅 敏徳君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） スーパー等の問合せといいますが、そういったところの情報は、今のところございません。

○議長（菅 敏徳君） 菊池君、スーパーに関して通告書にない質問となっておりますので、注意をお願いします。菊池勝秀君。

○3 番（菊池勝秀君） スーパーの関係も買い物支援策の中の分で全く関係ないことではないと思います。課長、ありがとうございます。

スーパーの設置はすぐにできるものではございませんが、そこです、当面の対策としてまして移動販売車による買い物支援を拡大実施していくことではどうかと思っております。特に阿蘇西部方面、阿蘇西校区は地元の商店の廃業でスーパーがなく、深刻な問題でございます。このことは、先ほど廣瀬課長から実施の乗合タクシーでも話がありましたように、その中で赤水・永水方面の利用が全体の約 6 割を占めているんです。ということからも分かるのではないかと思います。それで、当面の対策ということで阿蘇西校区方面に移動販売車による食品、日用品の買い物支援の実施を検討してはいかがでしょうか。例えば、移動販売車を寄贈、補助金を活用して購入し、車を地元のスーパーでやる。例えばの話ですが、みやは

らに提供して、月約5万円程度の補助金を出して委託する。阿蘇西校区の各行政区に曜日を決めて、週1回巡回するというので実施してはどうかと思っております。現在の地域包括支援センターが実施している移動販売等の調整、見直しも必要と思われませんが、検討はどうかでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） 今御意見いただきました内容も含めて、先ほど申し上げましたが、庁舎内の部署間で十分な検討を踏まえまして、西部地区に買い物弱者といたしますか、そういった方々になるべくいなくなるように、そういった体制を整えていくべきだと思っておりますので、本日いただきました御意見を踏まえて庁内でまた検討を進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（菅 敏徳君） 菊池勝秀君。

○3番（菊池勝秀君） 課長、ありがとうございます。

それでは、通告書の大きな2番目でございますが、規制により火口見学ができない観光者向けのサービスの提供について質問をさせていただきます。

現在、火口見学の規制はありませんけれども、規制がかかった場合、せっかく阿蘇に来て、火口見学をしたかったのに残念との声を多く聞きます。そこで、阿蘇の最大の観光資源である阿蘇山火口をもっとPRするために、規制の有無にかかわらず、まずは主要駅や道の駅に映像モニターを設置しまして、現在、阿蘇火山博物館で放映しております火口のライブ映像を放映してはどうかということ思っております。併せて、モニターには火口映像とともに、火口見学ができます、今、規制中であるとの文字放送を流してみてもどうかでしょうか。放映を見て、規制がないなら火口見学してみようかという観光客もいるのではないかと思います。回答をお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 御回答いたします。

菊池議員がおっしゃるとおり、見学できないときに外国人観光客が残念がられる様子は、火口のゲート付近や阿蘇駅の付近で多々見受けられて、そういった課題には取り組まなければならないということでEゾーン整備につながっています。見学する時間を増加する目的に新たなエリアを設けるというのもその解消のためでございます。

火口のライブ映像をもっと阿蘇駅付近でもということでございます。阿蘇火山博物館が所有するライブ映像ですけれども、こちらは火口壁に特殊カメラを設置してあります。これは独自の技術ということで、平成28年の噴火のときに故障しまして、8,400万円をかけて復旧しております。そして、また令和3年の噴火で今も補修中ございまして、非常に高価な映像でございます。そしてまた火口見学ができないときは阿蘇火山博物館でそのライブ映像が見られるということで、館内の目玉にもなっておりますので、別のところで配信をお願いしますということが簡単にできるかなというところはございます。また、文字を火口見学が今できるか、できないかということをもっとそういった画面上でも配信したらどうかと、そういったことは本当におっしゃるとおりございまして、なるべくリアルで現在のガスの状

況が確認できるよう、そういったQRコードの配布は今急ピッチで進めているところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 菊池勝秀君。

○3番（菊池勝秀君） 課長、ありがとうございました。

ライブ映像の分が難しい部分がありましたら、できればドローンで独自に四季の分の動画を撮影して、そういう部分でも各駅、道の駅で流してもらったら、観光客も非常に喜ぶのではないかと考えております。よろしく申し上げます。

次に、阿蘇火山博物館の入館者向けのサービスの関係でございます。現在、車で博物館に行けば入館料、大人1,100円、小学生もありますが、草千里駐車場の料金は乗用車であれば500円を支払わなければなりません。博物館の入館者から、二重取りではないだろうか。当然博物館に行くにはそこに駐車するしかないものですから、せっかく高い料金を払っているから駐車場は無料にすべきだという声も上がっております。博物館入館者に対する駐車場の無料化をぜひ検討できないものかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 阿蘇火山博物館、並びのレストランとか山上に行きますとやっぱり売店等もあります。いろんな方が駐車料金を払わないと利用できないということに変わりはないと思います。

議員がおっしゃるとおり、そういった無料化とかの得策をとって、しっかり誘客することも大事と思われま。今、草千里駐車場がどのようになっているかといいますと、草千里駐車場は、熊本県の駐車場です。山上広場にもあります。これは、一般財団法人自然公園財団が管理運営をしています。共通券になっていまして、どちらか500円を払えば、一方は無料ということになっています。なので、財団に無料化を少しお願いしようと言ったときに、財団は国立公園の維持管理、美化清掃を目的に徴収をしているということでございまして、現実、阿蘇市にも1,280万円納入をいただいているところです。そういったこともあって、多分この申出をすると、目的がそういうことですので、お断り申し上げますということになると思います。とって、非常に台数が多いですので、またこの駐車料金を市のほうで負担することもできないということでございます。

○議長（菅 敏徳君） 菊池勝秀君。

○3番（菊池勝秀君） 課長、ありがとうございました。その財団の方の公園の維持管理とかいうこともございますということではございますが、駄目元で結構ですので、ぜひその分については話をさせていただくということをお願いしたいと思っております。課長、ありがとうございました。

次に、自然災害に強い「安全・安心の防災阿蘇市」の確立に向けてということで、項目にございますように、市と防災士・行政区との連携、訓練の実施状況について、防災会議等の開催状況とか、行政区を単位とする訓練等の必要性の実施状況とか、そのあたりについて回答をお願いしたいと思います。防災情報課長、お願いします。

○議長（菅 敏徳君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） ただ今の御質問にお答えいたします。

まず、防災会議の開催状況ですが、防災会議条例に基づく阿蘇市防災会議は毎年開催をいたしております、本年は6月1日に開催したところでございます。主な議題としましては、災害対策基本法の改正、それから県の地域防災計画の修正等に伴いまして、市の防災計画、それから水防計画の一部を修正させていただいたところでございます。

続きまして、行政区等を単位とする防災訓練の必要性、それから実施状況はということで通告をいただいておりますので、それについて御回答させていただきます。

まず、必要性でございますが、各種災害に対する防災対策につきましては、公共機関等の活動だけでは限界がございますので、個人や家庭の自助、それから地域の共助との相互の連携が非常に重要でございます。地域が一体となって訓練をすることは非常に大事なことだと考えております。

それから、開催状況でございますが、昨年、市内の自主防災組織を組織しております113行政区の調査を行いまして、ここ数年コロナ禍ではあったものの、やっぱり防災訓練を実施するのが難しかったというところもございまして、24行政区が訓練を実施しています。それから、訓練までは至っていないものの、各組織では要援護者の把握、それから情報連絡手段の確認等は行っているというところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 菊池勝秀君。

○3番（菊池勝秀君） 各行政区の自主防災計画、このあたりの把握は市のほうでされていきますか。

○議長（菅 敏徳君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） 全地区の自主防災組織を毎年確認しておりません。自主防災組織が発足したときに各地域で計画が作られておりまして、それから更新等はいただいていると認識しております。また、防災計画が古くなっているところ等もございまして、一昨年になりますけれども、防災計画の作成の手引等を配布して、各地区では計画を更新いただいていると認識しております。

○議長（菅 敏徳君） 菊池勝秀君。

○3番（菊池勝秀君） 熊本県の地域防災計画を調べてみますと、市町村は自主防災組織と消防団や事業者との連携、体制の構築に努めるとともに、災害時に自主防災組織と連携して地域住民の安否確認とか、そのあたりを進めるよう指導していくとかいうことがございます。その関係もございまして、私、調べましたけれど、実際のところ自主防災計画を作っていない区もあるんです。ということで、今の状況でございますと、要支援者あたりについて避難誘導とかが非常に効率的にできないという部分の現状に置かれているということでございます。7年前、熊本で甚大な被害がありまして、地震があつて、11年前に九州北部豪雨があつた市でございます。また、南海トラフ巨大地震ということも予想されておりまして、いつ巨大な地震、災害が発生するか非常に分からない。ただ、南海トラフの地震でいきますと、静岡から宮崎まで非常に広範囲でございます。熊本地震のときには全国から自衛隊等が応援に来ましたけれど、まずは熊本には自分のところぐらいからしか来ません。その関係もあつて、

やっぱり地区ごとの自主防災組織というのは非常に大事なんですね。

そこで、時間もありませんので、阿蘇市防災士連絡協議会を発足させていただこうと思っております。防災士の資格を有している者がいらっしゃいますが、その方にも常に知識、スキル向上に向けた研修・訓練を実施しなければなりません。大津町では年間 30 万円の予算を組んで防災士の育成、研修を行っています。少なくとも各行政区に 1 名は防災士またはそれに近い知識を持った方をしていけば、非常に自主防災して、避難と誘導というのができると思いますので、阿蘇市の今後の検討をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。また回答をお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） 防災士の連絡協議会につきましては、必要性は非常に感じているところでございます。昨年、近隣の自治体で防災連絡協議会を調べてみましたところ、自治体が設置したところ、それから自ら防災士が立ち上げたという 2 つのパターンがございました。そこで、自治体が設置した連絡協議会については、いろいろ話を聞いてみますと、運営が行政任せになってしまって、なかなか活動が少ない、それから形骸化している場合とかもあると聞き及んでおります。一方、防災士が自ら立ち上げた協議会につきましては、やはり自ら立ち上げただけあって、自らいろんな訓練、それから研修を踏まえて、非常に活発な活動をされているということを知り及んでおります。市としましては、この必要性は非常に感じておりますので、行政主導で形だけの協議会にならないように、真に活動ができる協議会の立ち上げに向けて検討してまいりたいと思っております。また、阿蘇市の防災士の中には非常に意識が高く、自ら訓練、それから研修等を受講されている方もいらっしゃいます。そういった方々といろんな意見交換をしながら、真に活動できる防災士連絡協議会を検討してまいりたいと思います。

○3番（菊池勝秀君） ありがとうございます。

○議長（菅 敏徳君） 菊池勝秀君。

○3番（菊池勝秀君） すみません、もう時間がありません。申し訳ございません。課長、ありがとうございます。

最後に、遊水地の整備事業についてでございます。11 年前の災害を踏まえて、今、跡ヶ瀬地区での遊水地の整備が進められております。洪水対策として遊水地の整備は非常に有効だと思いますが、今後の予定だけ聞かせていただきたいと思っております。跡ヶ瀬だけで止まるのかという部分でお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 建設課長、時間がありません。

○建設課長（中本知己君） お答えいたします。

熊本県が整備しております跡ヶ瀬遊水地につきまして、現在 8 割の用地の買収が完了しております。取得できた用地から順次埋蔵文化財等の調査が進められております。工事の進捗としましては、現在、遊水地側からの排水を行う排水樋管工事が施工中であり、残る車帰用水地につきましては跡ヶ瀬遊水地完了後の整備になるとお聞きしております。

○議長（菅 敏徳君） 時間がありません。菊池勝秀君、一言、どうぞ。

○3番（菊池勝秀君） ありがとうございます。

以上でございます。

○議長（菅 敏徳君） 3番議員、菊池勝秀君の一般質問が終わりました。

続きまして、8番議員、甲斐純一郎君の一般質問を許します。

甲斐純一郎君。

○8番（甲斐純一郎君） お疲れさまでございます。8番議員、甲斐純一郎でございます。

今回アゼリア 21 に関する発言は 4 回目になります。もうそろそろいいかなとは思うんですけれども、やはり現在コロナ禍でこれまでの動きが停滞しておりましたし、市民の皆様方にそういったことを十分御理解いただくために今回も質問をさせていただいたところであります。今日も傍聴でお見えになっている方もおられますので、まずは最初から市民の方にも御理解いただけるように当初に遡ってお話をさせていただきたいと思っております。

実は、令和 3 年 2 月に急遽プールの使用を中止するという旨の通知がされまして、利用者から突然の通告として問合せが殺到いたしました。そして、市民の意見、要望をつないでほしいと連絡がありまして、同年 3 月議会において第 1 回目の一般質問をいたしましたところでありまして、そして、すぐにアゼリア 21 温水プール存続を願う会が発足いたしまして、令和 3 年 5 月 28 日に 7,000 名からの署名が出されたところでありまして、その後、アゼリア 21 検討準備委員会が設置され、今後の方向性を協議されて、同検討委員会が新たに構成されたところでありまして。しかし、現実には新型コロナウイルス感染症により検討委員会開催が遅れ、令和 3 年 11 月 1 日に第 1 回委員会が始まりまして、令和 5 年 2 月 9 日まで要したこととなりました。

まずは、担当部長からプール休止からこれまでの経過と検討委員会の目的と委員会開催実績について説明をお願いしたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 教育部長。

○教育部長（山口貴生君） お疲れさまです。ただ今の御質問にお答えをいたします。

プールの使用休止からこれまでの経過という御質問でございますけれども、一つ訂正がございます。検討準備委員会につきましては、3 月 1 日のプール休止以降に設置しました検討委員会よりも 1 年前に今後の施設の在り方を考えるということで準備委員会を設置しております。そこだけは訂正をさせていただきます。

経過については、甲斐議員からはほぼお話をされたと思っておりますけれども、そもそもプール使用の休止に至った原因としましては、アゼリア 21 のプールの浴場の特定天井と言われる天井の結束部分に腐食とさび等が見られて、落下の危険性があるということで 3 月 1 日からやむなく使用休止を行ったところでございます。その後、この施設につきましては、もともと築 25 年を迎えておりまして、近い将来に控える大規模改修の予定と、毎年多額の指定管理委託料を払っているという大きな課題がございました。このため、その検討準備委員会から検討委員会につながるんですけれども、総合的に審議いただく第三者機関として検討委員会を立ち上げまして、教育委員会から諮問を行ったところでございます。おっしゃられましたように、令和 3 年 11 月 1 日に第 1 回目の検討委員会を開催いたしまして、本年 2 月 9 日ま

で5回にわたって慎重に審議を行っていただきました。この審議の結果につきましては、本年3月29日に検討委員会の委員長が代表して阿蘇市教育委員会に答申という形で報告を行ってございます。同日に検討委員会の委員長と教育長が市長にこういう答申があったという内容の報告を行ったところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 甲斐純一郎君。

○8番（甲斐純一郎君） 検討準備委員会については、ちょっと間違った説明をしました。訂正させていただきたいと思います。

しかし、これまで5回されておりますけれども、先ほども言いましたけれども、コロナ禍の状況の中にあるということで所要期間が伸びたというのもやむを得ないかなと実は解釈いたしているところであります。しかし、いろいろ考えてみましたときに、検討委員さん並びに執行部におかれまして、しっかりと慎重審議をされたというところは評価したいと考えております。ただ、利用者からすれば、この期間、高齢化とリハビリで足腰が痛いということでリハビリをやっていたんですけれども、それができない、非常に待ち長い期間と考えておられたのも事実であります。

先ほど委員会開催の実績につきましては部長からお話がありましたけれども、答申が3月29日に出されました。その辺について説明をお願いしたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 教育部長。

○教育部長（山口貴生君） 答申の内容でございますけれども、まず検討委員会ではアゼリアの施設の方向性に関しまして3つの観点、1つ目に公共施設としての必要性、2つ目に住民の理解と協力、3つ目に財政支出の抑制という、以上3つの観点から議論・検討が行われてきたところでございます。この審議の結果としましては、答申として営業に必要なプールの改修投資を行い、温泉と冷水プールの複合施設として存続することが現時点での代替案と思われる。その際の改修費用は高額であるため、利用料の見直しを行うなど投資額をきちんと回収する見込みを立てて行うべきであると。この投資額の回収が難しく、年間の赤字がさらに続いて財政に影響があると見込まれる場合には早期に民間売買等の検討も行うべきであるという答申内容になってございます。

○議長（菅 敏徳君） 甲斐純一郎君。

○8番（甲斐純一郎君） ただ今、答申内容を部長から説明いただきました。当然今後を考えたときに、私も一番に考えますのは財政面を抜きにしては考えられないと思っております。私も一議員でありますので、財政抜きにして何でもかんでもやれという考え方はありません。また、存続を願う会の方々も阿蘇市を愛するという観点から考えても、シビアにやはり考えていけないといけないというお考えであります。

しかし、大事なことは、今、財政的に厳しいからそのまま潰してしまうということではいけないと考えております。ただ、答申の中で部長からお話がありましたことから、私はそれにプラスアルファというものをしっかり考えて、この難局を乗り越えていけないといけないのではないかと考えているところであります。要は、このアゼリアという施設を有効活用して、阿蘇市経済の活性化並びにその波及効果で少しでも経済にいい影響を与えるならばと考

えているところであります。

このことから、これは提案となりますけれども、6 つ私なりに考えさせていただいております。取りあえず3 つだけ話して、部長の見解をお伺いしたいと思います。

まず、1 つ目は、今申し上げましたとおり、財政上このプール施設は縮小するというのは当然だろうと思います。そして、健康増進複合施設として、プール、トレーニング施設、そして温泉浴場をこれまで運営していくということを考えております。これは答申と同じであります。まず、それを実現するためには財源を確保しなければなりません。今申し上げましたとおり、阿蘇市の身の丈に合った形で、ただ阿蘇市が元気であるためにはやはり高齢者が元気でなくてはならないと考えます。それらを考えたときに、どうしてもプール使用の期間設定があるという答申でありますけれども、そこもしっかり検討していかなければならないのではないかと考えております。

また、2 つ目が前回も申し上げましたけれども、学校におけるデジタル対応業務が非常に拡大していると。教職員の半数は、勤務時間中の休憩時間がゼロということで以前もお話しさせていただきました。このことから授業にこのアゼリアを利用し、教員の働き方改革も併せて検討する必要があるのではないかと考えております。前回もいろいろ難しい点があるというのは当然お聞きしておりますけれども、それも一つの手段という形で提案をさせていただいているところであります。

そして、3 つ目ではありますが、今回署名をいただく折に存続を願う会の方々が県内のスイミングスクールと連絡を取りながら、いろいろお話をされております。その中で、それぞれのスイミングスクールが連携を取っていくように、公式な施設ではないかもしれないけれども、リゾートであると、阿蘇であるということを考えれば、しっかりと連携が取れるのではないかとおっしゃっていましたので、やはりそういった分野も真剣に考えていただきたいと考えております。

まずは、この3 つに関しまして御意見をお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） 教育部長。

○教育部長（山口貴生君） ただ今の甲斐議員からの3 つの御提案という形の御質問でございますけれども、①と②につきましては5 回と少ない検討委員会ではございますけれども、この点についてはきちんと検討がなされてきたところでございます。当然財政的な身の丈に合ったということで、なるべく支出を抑えるということで、最終的な結びとして季節利用、要は夏場だけのプール利用という結論が導き出されたものと考えております。

3 つ目のスイミングスクールとの連携というお話でございますけれども、非常に重要な答えを出すアゼリアについては問題でございますので、個人的な見解は控えさせていただきます。次の質問にもありますとおり、施設の在り方については最終的にはお金も絡むことでございますので、市長部局のほうで検討がなされております。もちろんそういった御意見をお伝えしたところで、答申でもいろいろ課題とか問題が指摘されておりますので、きちんとそういった事柄を一つ一つ精査して検討委員会に図っていただくようにこちらからもお願いしてまいりたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 甲斐純一郎君。

○8番（甲斐純一郎君） 当然市長部局のほうでその辺は議論されると思っております。ですから、そういう意見もあったということでおつなぎをしていただきたいと思います。

また、アゼリアを通じまして、前回も話しましたが、移住・定住者向けのPRをやっていく必要があるのではないかとということも申しました。アゼリア周辺におきましては、どんどん宅地化されている。また、ダイワハウス周辺におきましても宅地造成されたところがまだ相当空き地といいますか、未販売部分のエリアがあるように聞いております。アゼリアが復活するということになると、やはりこの移住者が当然増えるのではないかと考えます。ダイワハウスにつきましては、皆さん御承知かと思えますけれども、インターネットでしっかりPRがされておりますので、こういったところも企業と一体となり、推進していただきたいと思います。

それから、利用料金の見直しと会員加入の呼びかけの協力についてであります。再開するとなれば、当然利用料金の見直しと会員加入の呼びかけをしなければなりません。このことを考えたとき、利用者も運営委員の1人という形で協力していただければ、また内容の濃いものになるのではないかと考えているところであります。これまで検討委員会におきましては、あまりアゼリアを利用しない人たちが集まって検討されたわけでありましてけれども、これから先、アゼリアをいい方向にどんどん持っていく。当然料金でありますので、今までの料金では間に合わない、当然上げるべき形になると私自身も理解しておりますが、そういったところに利用者も運営委員の中に入れて対応していただくならば、もっと内容の濃い話になるのではないかと考えております。

これは余談ですけれども、私もアゼリアの会員になっております。実質年に5回ぐらいしか行きません。しかし、年会費の2万3,000円払っています。やはりこの件に関わって、現状厳しいということを感じましたので、少しでも役に立ちたいという気持ちでありますので、こういったところも市民にしっかり御理解いただけるようにPRしていかなければいけないのではないかと考えております。

そして、これは最後になりますけれども、先ほども話がありましたけれども、TSMCがどんどん工場拡大がされております。第2工場も熊本に来ることになっておりまして、言わずと知れたことでありますけれども、各市町村が我が家と連携を取らせてくれ、リンクさせてくれという動きをやっております。これまでも話した中で、阿蘇市の場合は国立公園法に引っかかるのか、うんぬんとかありますけれども、やはりそれを考えたときには現在ある施設をうまく具合活用してほしいと考えているところであります。

ちなみに、北側トンネルを3分何十秒かすれば、大津から阿蘇につながるわけです。前回も申しあげましたけれども、阿蘇に入ったときに宅地造成も一つの手段と申しあげておりましたけれども、やはり阿蘇のアゼリアを有効に活用することが活性化の一つではないかと考えております。よければ、何か一つお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 教育部長。

○教育部長（山口貴生君） 御質問は甲斐議員の熱い思いだと思いますけれども、まず検討

委員会については、当然署名された7,000名を超える皆さんのお気持ちを台無しにとか、ないがしろにするつもりはございませんけれども、賛成もあれば反対の意見もございます。そこは慎重に御審議いただくために第三者機関として委員会を立ち上げておりますので、その点について、そのメンバーの構成については御理解をいただければと思います。

提案いただきましたその他もろもろの御質問につきましては、先ほど申しました庁内につくっております今後の施設の在り方についての検討委員会に私からきちんとお伝えしたいと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 甲斐純一郎君。

○8番（甲斐純一郎君） 長々と私の要望・提案のお話をさせていただきましたけれども、今、部長から言われたとおり、今後この意見が検討されますことをお祈りいたすところであります。

最後になりますけれども、アゼリア21プール存続を願う会と署名7,000人の思いはということを少し話させていただきたいと思っております。

存続を願う会は、御承知のとおり、これまで副市長をはじめ、2回話の場を持っていたかと思っております。単にやかましく申し上げるばかりではなく、すべては阿蘇市を愛することから、コロナ禍でありましたけれども、ほぼ毎月役員会をして、この問題がどうなったかということをそれぞれで話し合いをされておりました。そして、先ほども申し上げましたとおり、今回の答申についてはそれぞれに評価できるということでお話を聞いているところであります。しかし、冒頭にも申し上げましたけれども、会員が高齢化で非常にプールがないということに対しまして何とかしてくれという気持ちでおられますので、今後におきましてもしっかりと協議し、そして執行部の今後の発想に役立つ形をとっていきたいということをおつなぎしたいと思っております。

最後になりますけれども、副市長からこれに関します見解をいただきたいと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 副市長。

○副市長（和田一彦君） ただ今の御質問でございます。

アゼリア21プール存続を願う会の皆様とは、甲斐議員は2回とおっしゃいましたけれども、3回会っております。3回お会いいたしまして、役員の皆様からそれぞれの思いを聞かせていただいております。一つは、スポーツ施設としての有効性、それから健康増進施設としての有効性、それから地域振興、先ほどおっしゃいました移住・定住とか、そういった地域振興策としての役割、そういったことについて委員の皆様から御意見を賜ってきたところでございます。個人的にはそういったお話については非常に共感できる部分もございまして、今回出された答申につきましては、いわゆる冷水による季節型のプールということでございます。ただ、それについても修繕費が非常に高額ということですので、一つの要件がついておまして、収支面が整うような形にしたいということもございました。そういったことで、先ほどありましたように、教育委員会から市長部局に検討する組織を衣替えしまして、今まで2回ほど検討を行っております。その中で、いわゆる先ほど出された要件につきましてももう少し精査して、先ほど議員がおっしゃいましたように、料金の値上げの

問題、あるいは会員の問題、会員の年額ですね、こういった問題についても精査しながらどのあたりが非常に採算ベースに合うものか、合わないものか、そういったところを今慎重に審査しているところでございます。7,000名の皆様の熱い思いというのは私なりには理解しているつもりでございますけれども、先ほど申しましたように、非常に高額な修繕費がそれでもかかるということでございますので、将来に禍根が残るといけませんので、ここらあたりは慎重に審議させていただきたいと思っているところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 甲斐純一郎君。

○8番（甲斐純一郎君） ありがとうございます。

まとまりのない提案で教育部長も頭を痛めたかと思えますけれども、いずれにしても阿蘇市の活性化にこの問題が繋がっていくならば、何はともあれ一番かなと考えております。今後とも前向きに御検討いただきますようお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（菅 敏徳君） 8番議員、甲斐純一郎君の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

お疲れさまでした。

午後2時13分 散会